

第1節 公共施設等の災害復旧

1 基本方針

災害復旧計画は、被災した各施設の原型復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定する。

2 実施主体

	担 当 部	項 目
市 担 当	各担当部	(1) 災害復旧事業の実施体制
		(2) 災害復旧事業計画の策定
		(3) 災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

3 取組み内容

(1) 災害復旧事業の実施体制

地震・豪雨等により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するために、県及び関係機関等と調整の上、実施に必要な職員の配備、職員の応援等必要な措置を講じ、実施体制を確立する。

(2) 災害復旧事業計画の策定

災害応急対策を実施した後、市は施設の被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

ア 災害復旧事業計画の種類

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - a 河川災害復旧事業
 - b 海岸災害復旧事業
 - c 砂防設備災害復旧事業
 - d 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - e 地すべり防止施設災害復旧事業
 - f 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - g 道路災害復旧事業
 - h 港湾災害復旧事業
 - i 下水道災害復旧事業
 - j 公園災害復旧事業

第1節 公共施設等の災害復旧

- (イ) 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - a 農地農業用施設災害復旧事業
 - b 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - c 林道施設災害復旧事業
- (ウ) 都市施設等災害復旧事業計画
 - a 街路災害復旧事業
 - b 都市排水施設等災害復旧事業
- (エ) 上水道施設
- (オ) 住宅災害復旧事業計画
- (カ) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (キ) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (ク) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (ケ) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (コ) 中小企業の振興に関する事業計画
- (サ) その他の災害復旧事業計画

(3) 災害廃棄物の適正かつ円滑な処理

処理推進体制、再生利用や最終処分等災害廃棄物の具体的な処理方法、計画的に処理を進めるためのスケジュールなどを定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の適切かつ円滑な処理を実施する。

また、県の「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」や「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」に基づき、市は処理先の確保が困難な場合に、応援要請を行い、処理先の調整・あっせん等の支援を受けることとする。

第2節 激甚災害の指定

1 基本方針

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、把握するとともに、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

2 実施主体

	担 当 部	項 目
市 担 当	企画総務部	(1) 方針
		(2) 激甚災害の指定手続き
		(3) 激甚災害に係る特別財政援助

3 取組み内容

(1) 方針

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定されている。

本市域に大規模災害が発生した場合は、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図る。

(2) 激甚災害の指定手続き

ア 知事への報告

(ア) 災害状況等の報告

大規模な地震が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

(イ) 報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- a 災害の種類
- b 災害が発生した日時
- c 災害が発生した場所又は地域
- d 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）

- e 災害に対しとられた措置
- f その他必要な事項

イ 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

- (ア) 知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。
- (イ) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。
- (ウ) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布する。

(3) 激甚災害に係る特別財政援助

ア 特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

イ 激甚災害に係る財政援助対象事業等

区分	対象事業	適用条項
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設災害関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦老人福祉施設災害復旧事業 ⑧身体障害福祉施設災害復旧事業 ⑨婦人保護施設災害復旧事業 ⑩感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑪感染症予防事業 ⑫堆積土砂排除事業(公共的施設区域内、公共的施設区域外) ⑬湛水排除事業	第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3、19条関係 第3、9条関係 第3、10条関係
(2) 農林水産業に関する特別の助成	①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ⑥土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ⑦共同利用小型漁船の建造費の補助 ⑧森林災害復旧事業に対する補助	第5条関連 第6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係
(3) 中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ②事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	第12条関係 第14条関係

(4) その他の財政援助及び助成	①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ②私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ④母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑤水防資材費の補助の特例 ⑥り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑧雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係 第21条関係 第22条関係 第24条関係 第25条関係
------------------	---	--

※「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用条項

ウ 局地激甚災害に係る財政援助対象事業等

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設災害関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅等災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦老人福祉施設災害復旧事業 ⑧障害者福祉施設災害復旧事業 ⑨婦人保護施設災害復旧事業 ⑩感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑪感染症予防事業 ⑫堆積土砂排除事業 ⑬湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成	①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ③森林災害復旧事業に対する補助
(3) 中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ②小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ③中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例
(4) その他の財政援助措置	①公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

エ 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資することとする。

(ア) 農林漁業災害資金

a 天災資金

関係機関は、地震によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、

第4編 災害復旧計画

第2節 激甚災害の指定

償還年限につき有利な条件で融資する。

b (株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

(イ) 中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

(ウ) 災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

1 基本方針

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

2 実施主体

	担 当 部	項 目
市 担 当	各事業担当部	(1) 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

3 取組み内容

(1) 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関しては、法律等により国がその全部若しくは一部を負担する。また補助を受ける災害復旧事業費は、知事の報告及び市長が提出する資料、実地調査の結果等に基づき決定され、適正かつ速やかに行うこととなっている。

国が財政の援助を行う法律等の主なものは次のとおりである。

財政援助を行う根拠となる法律の主なもの

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・ 公営住宅法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 海岸法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 予防接種法
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 生活保護法
- ・ 児童福祉法
- ・ 身体障害者福祉法
- ・ 老人福祉法
- ・ 障害者自立支援法
- ・ 売春防止法
- ・ 砂防法 など

第4節 民生安定化のための緊急措置

1 基本方針

大災害が発生した場合には、住居や家財等をそう失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

2 実施主体

	担 当 部	項 目
市 担 当	企画総務部 財務部 市民生活部 健康福祉部 建設農林部	(1) 生活相談の実施
		(2) り災証明書の発行
		(3) 災害見舞金等の支給
		(4) 被災者生活再建支援制度
		(5) 災害援護資金等の貸付
		(6) 住宅確保の支援
		(7) 被災中小企業等の復旧支援
		(8) 市税等の徴収猶予及び減免
		(9) 義援金品の受入・配分

3 取組み内容

(1) 生活相談の実施

市は、被災者のための相談所を設け、相談、要望等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。

また、市役所、避難所等に被災相談所を設け、相談業務を実施し、被災者の生活安定の早期回復に努める。

さらに、被災の状況により兵庫県弁護士会との「災害時における連携協力に関する協定書」による協定により弁護士による相談が行えるよう派遣を求める。

(2) り災証明書の発行

り災証明については、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

ア り災証明の証明項目

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

(ア) 家屋の損壊等に関する証明項目

- a 全壊、半壊、一部損壊
- b 流出、床上浸水、床下浸水
- c その他

応急修理の申請手続を行う際は、申請書類のほか、被災した住宅の被災状況のわかる写真（被害箇所・修理箇所）等の添付が必要になる。カメラがない場合は、スマートフォンでもよい。

(イ) 家屋の火災に関する証明項目

- a 全焼、半焼、部分焼、ぼや
- b 全損、半損、小損
- c その他

イ り災証明書の発行手続き等

(ア) 被害調査の実施

り災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

(イ) り災者台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、り災者台帳を作成する。

(ウ) り災証明書の発行事務

被災者の「り災証明書」発行申請により、上記り災者台帳で確認し、発行するものとする。

ウ その他

り災証明書の証明手数料は、無料とする。なお、り災証明書の様式は、相生市地域防災計画（資料編）『第4節 様式』を参照

(3) 災害見舞金等の支給

市民の福祉及び生活安定に資するため、相生市災害見舞金等の支給に関する条例に基づき、災害見舞金の支給等を行う。

(4) 被災者生活再建支援制度

災害により被災者生活再建支援法の適用となる規模の被害が発生したとき、被災者からの申請に対して円滑に事務を実施できるよう、この法に基づく運用取扱いについて必要な事項を定める。

ア 被災者生活再建支援法の概要

(ア) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

第4節 民生安定化のための緊急措置

(イ) 法の適用

市の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続を実施する。

a 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害

b 法の対象となる自然災害の程度

- (a) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (b) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害
- (c) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
- (d) (a) 又は (b) の市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- (e) (a) から (c) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）の区域に係る自然災害
- (f) (a) 若しくは (b) の市区町村を含む都道府県又は (c) の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る。）

イ 被災者生活再建支援制度

(ア) 支援金の支給対象となる被災世帯

a 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の(イ) b (a) から (c) の自然災害により

- (a) 住宅が全壊した世帯
- (b) 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (c) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (d) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (e) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

b 支援金の支給額（下記①と②の合計で最大300万円）

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は、各欄の当支給額の金額は3/4の額となる。

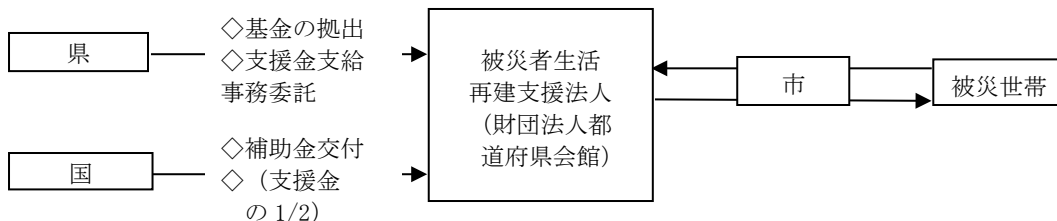
第4節 民生安定化のための緊急措置

区分（ア） a の 支給対象世帯	①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	②加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
(a) (b) (c)	100万	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃貸 50万円
(d)	50万	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 25万円
(e)	—	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃貸 25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200(又は100)万円

ウ 支援金の支給申請等

- (ア) 申請期間
基礎支援金については、災害発生日から起算して13月間以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月間とする。
- (イ) 申請時の添付書類
 - a 基礎支援金：り災証明書、住民票等
 - b 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等
- (ウ) 支援金支給に係る手続
被災者からの支援金支給申請に係る市、県、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



エ その他

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(5) 災害援護資金等の貸付

ア 災害援護資金

災害救助法による救助が行われた災害により、家財等に被害のあった者に対し、その生活の立て直しに資するため、条例に基づき災害援護資金の貸付を行う。

イ 生活福祉資金

災害救助法の適用に至らない小災害時に、県が実施する災害困窮者等への生活福祉資金貸付制度

の周知を図り、同制度の円滑な活用が図れるよう、相談窓口等において助言等を行う。

(6) 住宅確保の支援

住宅に被害を受けた被災者への住宅確保策として、住宅金融公庫の行う被災者向け低利融資の活用が図れるよう、被災者への制度の周知や借入に関しての指導等を行う。

また、住宅に関する相談窓口を設置し、総合的な住宅情報の提供に努める。

(7) 被災中小企業等の復旧支援

被災した中小企業者及び農林水産業者の経営の再建と生産力の回復を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、国、県及び関係機関に協力を要請する。

(8) 市税等の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者等に対し、地方税法又は相生市税条例等により、市税等の緩和措置を図るため、実態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

(9) 義援金品の受入・配分

ア 義援物資の受入・配分

(ア) 受入

- a 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、義援物資の受入を行う。
- b 義援物資の受入れに当たっては、拠出者名簿を作成し、義援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(イ) 配分

- a 義援物資は、災害活動拠点等に保管し、配分基準を定めた上で、一般物資と同様に配分を行う。また、配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。
- b 配分は、できる限り受入れ又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援物資の量等を考慮し、適宜配分時期を調整するものとする。ただし、腐敗又は変質のおそれがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

イ 義援金の受入・配分

市に寄託された義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、市及び関係機関で構成される義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置し、義援金の受入及び配分を行うものとする。

(ア) 受入

- a 災害発生後速やかに受入窓口を開設し、直接義援金を受け入れるほか、銀行等に災害対策本部名義の口座を開設し、振込みによる義援金の受入れを行う。
- b 義援金の受入れに当たっては、拠出者名簿を作成し、義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

(イ) 配分

- a 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、銀行預金等確実な方法で保管する。
なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。
- b 委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。
- c 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- d 被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。

第5節 住宅の復旧対策

1 基本方針

被災地の滅失家屋の状況を調査し、被災者に対し融資制度の内容を周知するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物（災害により、住宅又は建築物の部分に代わるべき建築物又は建築物の部分をいう。）及び被災建築物（災害により、住宅又は主として住宅部分からなる建築物が損傷した場合における当該損傷したこれらの建築物又は建築物の部分をいう。）資金に該当する場合は、被災者に対し、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入れ手続の指導、り災証明の発行を早期に実施し、災害復興資金の借入れ促進を図る。

2 実施主体

	担 当 部	項 目
市 担 当	建設農林部 財務部	(1) 住家被害認定の実施
		(2) 住宅復旧の主な種類と順序
		(3) 公営住宅法による災害公営住宅
		(4) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業
		(5) 被災住宅に対する融資等
		(6) 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

3 取組み内容

(1) 住家被害認定の実施

ア 被害家屋調査体制の確立

災害に係る住家の被害認定（以下「被害認定」という。）とは、被災した住家の被害程度（全壊、大規模半壊、半壊等）を認定することをいい、市が実施する。市は、「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱（平成18年1月27日制定）に基づき、家屋被害認定士の養成、認証、登録、管理を行うとともに、担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の迅速化を図る。なお、市の職員だけでは人的に対応できない場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。

イ 家屋被害認定士の応援要請

市の職員だけでは被害家屋調査を対応しきれない場合、県と連絡調整を行い、「兵庫県家屋被害認定士制度」に基づく家屋被害認定士（※）の応援を要請する。

【家屋被害認定士】

「兵庫県家屋被害認定士制度」は、被災市町の災害対応業務の軽減等を図る目的で整備された制度であり、家屋被害認定士は、この制度に基づき、即戦力として迅速かつ公平・均一な被害調査を行うことを認証された県市町の職員あるいは建築・不動産関係者である。家屋被害認定士は、災害時において市町長より調査員として命ぜられる。

ウ 住家被害認定の実施

住家被害認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて実施する。住家の被害は、「地震等による被害」、「浸水による被害」、更にはこの2つが混合した「混合被害」の3種類に区分される。

住家の被害区分としては、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の区分があり、「全壊」、「半壊」の基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」、また「大規模半壊」の基準は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日府政防第880号）」、「中規模半壊」「準半壊」の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において定義されている。

エ 再調査の実施

被災者は、住家の被害認定結果に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、災害発生から一定期間内（災害の規模により設定）であれば、再調査を申し出ることができる。申出のあった家屋に対しては迅速に再調査を実施し、必要に応じり災証明書の再発行を行う。

(2) 住宅復旧の主な種類と順序

- (ア) 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入又は補修資金の融資
- (イ) 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
- (ウ) 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
- (エ) り災都市借地借家法に基づく地区指定
- (オ) 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
- (カ) 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
- (キ) 民間住宅の復興に対する支援

(3) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 実施機関

災害公営住宅は、市が建設し、管理することとする。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理することとする。

また、建設予定地については、第3編「災害応急対策計画」第3章「円滑な災害応急活動の展開」第11節「住宅対策計画」に準ずることとする。

イ 建設のための要件

- (ア) 地震・暴風雨・洪水・高潮その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）
 - a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
 - b 市内の滅失戸数が200戸以上のとき。
 - c 滅失戸数が市内の住宅戸数の10%以上のとき。
- (イ) 火災による場合（同一時期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること。）
 - a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

- b 滅失戸数が市内の住宅戸数の10%以上のとき。

ウ 入居者の条件（次のいずれにも該当すること）

- (ア) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
(イ) 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第1条第3項に規定される諸控除を除いた額の1/12）

エ 建設戸数

被災滅失戸数の30%以内（激甚災害の場合は50%以内）

オ 規格

住宅1戸の床面積の合計が19㎡以上80㎡以下

カ 国庫補助

標準建設費の2/3国庫補助（激甚災害の場合は3/4）

キ 建設年度

原則として災害発生年度、やむを得ない場合は翌年度

（4）公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施することとする。

ア 国庫補助適用の基準

- (ア) 再建設の場合
公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定めることとする。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができることとする。
- (イ) 補修の場合
1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。
- (ウ) 宅地の復旧の場合
- a 滅失した公営住宅を再建設する場合
従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費は起債対象とする。
- b 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合
用地造成費は起債対象とする。

イ 国庫補助率

被害別	復旧工事別	補助率
滅失	再建	1/2
損傷	補修	1/2

(激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。)

(5) 被災住宅に対する融資等

災害の被災者に対しては、被災住宅の復旧に必要な資金として、住宅金融支援機構の融資制度が設けられている。

ア 災害復興住宅建設、購入、補修資金の貸付

(ア) 目的

災害救助法が適用される災害等による被災住宅の復興資金として融資する。

(イ) 対象

- a 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害
- b 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

(ウ) 融資を受けることができる住宅の基準

a 新築家屋（建設）の基準

- (a) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。
- (b) 建築基準法その他関係法令に適合すること。
- (c) 各戸に居室、便所及び炊事場を備えていること。
- (d) 敷地の権利が転貸借でないこと。
- (e) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

b 補修の基準

上記(a)(b)(c)(d)のとおり。

(エ) 条件（令和4年6月1日現在）

a 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合 …………… 3,700 万円
 土地を取得しない場合 …………… 2,700 万円

b 貸付利率

(団体信用生命保険に加入する場合)

年 1.15% (令和4年6月1日現在)

c 償還期間

建設・購入の場合は 35 年以内 (据置 3 年以内)

補修の場合は 20 年以内 (据置 1 年)

(オ) 貸付の手続

融資を希望する者は、市の発行する災害証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書(その他必要な書類を含む。)と併せて郵送で提出する。

(6) 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

阪神・淡路大震災の経験と教訓を仕組みとして後世に残すため、住宅所有者の相互扶助の精神に基づき、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援することにより、被災者の自力による生活基盤の回復を促し、もって、被災地域の早期再生、活性化を図ることを目的とする。

ア 制度の概要

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下「(公財)共済基金」という。)が共済給付金を給付することとする。

(ア) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害

(イ) 共済給付金

区分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【一部損壊（損害割合10%以上）を対象とする制度】
住宅再建共済制度	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円
マンション共用部分再建共済制度	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数
家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	—

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1/2とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 - ア 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。

イ 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1/2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

(ウ) 請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付の上、(公財)共済基金に請求する。

(エ) 請求期間

原則として、自然災害が発生した日から5年以内

第4編 災害復旧計画

第5節 住宅の復旧対策

(空白ページ)